介護情報公表システムの対象となっている施設等(<u>介護報酬収入年額100万円を超え</u>る介護施設等)の作業内容及び被害状況報告について

1. 連絡先等の確認

(1) 報告システムにログインしてください。

報告システムURL https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/30/ ※介護サービス情報報告システムと同一です。

- (2) 報告システムにて以下の項目を最新の情報に更新してください。
 - 緊急時の担当者の連絡先設定
 - ・担当者氏名
 - ・メールアドレス
 - ・電話番号

※その他の項目についても確認を行い、最新の情報に更新してください。

2. 災害発生時における被災状況の報告方法

① 小規模災害等、国からシステムの利用の指示がない場合

災害発生時においては、「介護保険サービス事業所・施設 被害状況報告」様式を和歌山市 指導監査課に提出してください。

- ※「介護保険サービス事業所・施設 被害状況報告」様式は和歌山市ホームページ「災害発生時における被害状況の報告について」(ページ番号:1014516)からダウンロードしてください。
- ② 国からシステムの利用の指示があった場合
 - (1) 国における災害情報の登録
 - ・災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省は、災害時情報共有システムに、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。 (災害情報の登録例:令和〇年台風〇号、令和〇年〇月豪雨)
 - (2) 介護施設等に対する連絡

和歌山県介護サービス指導室のホームページ「きのくに介護 de ネット」、和歌山市ホームページ「介護サービス事業者の方へ」等への掲載、各介護施設等の法人メールアドレスへのメール送付等により、システム上で被害状況の報告が可能になったことを連絡します。

- (3) 介護施設等における被害状況の報告
 - ・被害が生じた場合は、被害状況をシステム上で報告してください。
 - ・報告の際、システム上、すべての必須項目を選択する必要がありますが、第2報等で更新情報を報告することが可能ですので、第1報は迅速性を最優先し、その時点で把握している状況を入力・報告してください。